

[原著論文]

地域福祉情報提供システムの実態と課題¹⁾
— 青森県における社会福祉施設等情報データベースの構築に向けて —

鈴木保巳²⁾ 齋藤史彦²⁾ 田中志子²⁾ 加賀谷真紀²⁾ 大和田猛²⁾

Current Conditions and the problem of systems which
provide information about community welfare¹⁾
— Preparatory Study toward Construction of a Data Base by Accumulating
information of social welfare institutions in Aomori prefecture —

Yasumi Suzuki²⁾ Fumihiko Saito²⁾ Sachiko Tanaka²⁾
Maki Kagaya²⁾ Takeshi Ohwada²⁾

Abstract

This was a preparatory research study performed to construct a data base system which provides information of social welfare institutions in Aomori Prefecture. By questionnaire and interview, we investigated the current conditions of welfare informatization in Japanese local self-governing bodies, and discussed the problem of information provision systems for community welfare.

We ascertained the following. 1)The purpose of setting up the information provision systems was to assist persons in selecting welfare services. 2)However under informatized headings, there were only basic data such as addresses and telephone numbers of institutes, which was of little help in allowing people in need of treatment to select the correct services. These results indicate that welfare informatization in Japan is in the early stages.

To promote community welfare, we must first consider how to assist with subjective selection among many services. In order to do so, we will soon investigate the demands of both service providers and users for welfare informatization.

(J.Aomori Univ.Health Welf.3(1):75-81, 2001)

キーワード：福祉情報化，地域福祉情報提供システム，サービス選択支援

informatization of welfare, information provision system for community welfare, assistance with selecting services

I はじめに

社会福祉基礎構造改革大綱において指摘されたように、現在の福祉サービスの提供様式は、これまでの措置制度から契約制度に大きく転換している。即ち、従来の措置制度下で実施されてきたようなパターンリスティックな社会福祉サービスの提供方式から、利用者のサービス選択を重視し、専門職がその利用を支援するという利用者本位の援助方式への移行¹⁾が推進されている。これ

は、サービスの利用者に対して一律に庇護的な処遇を行うという従来のニードアプローチからの脱却を意味し、サービス利用者個々の具体的福祉ニーズに対応してサービスを組み立てるニードアプローチへの移行、いわゆる「福祉のパラダイム転換」²⁾が実現しつつあることを示す。この傾向は、2000年4月から導入された介護保険制度の影響により、特に、高齢者福祉領域で加速している。

福祉のパラダイム転換の重点である利用者の個別ニ-

1) 本研究は、平成11年度青森県立保健大学健康科学特別研究費（種別：保健福祉行政課題研究）の助成を受けて行われた。

2) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Department of Social Welfare, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

ズへの対応は、既に福祉の隣接領域において整備されつつある。障害児教育を例にとるとその研究領域では、障害を持つ子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に診断し、必要に応じた特別な教育的配慮と指導の在り方を考究することを目的として、「特別なニーズ教育とインテグレーション学会」が1995年に設立され、教育の内容、方法・技術、補助装置等に関する実践研究が推進されている³⁾。これにより、障害児学校や障害児学級のみでなく普通学級等も含めた多様な教育形態における特別な教育的ニーズを持つ子どもへの対処法に関する知識が蓄積されることとなり、教育現場における個別対応は教育的サービスを付与する側の教授法の工夫により個別ニーズへの対応を具現化してきている。このような状況の下で、福祉が安穏と構えていることは許容されず、生活上の問題を含めた個別福祉ニーズの充足には、従来のトップダウン的施策に加え利用者側からの社会資源の検索とサービスの選択というボトムアップ的要素が必要不可欠であることが社会福祉法の骨子となっている。

ところで、福祉の隣接領域である医療や教育等の領域では、それまでの研鑽によって蓄積された知的財産を有効活用すべく日々努力されている。にもかかわらず従来の社会福祉の領域では、サービスの授受者間での共感的理解が重視されるあまり、職人芸的性質が色濃く反映され、他の実践領域では既に実施されているようなデータ化等が、人と人、心と心の関係が無機質化するものとして否定されてきた経緯があり、先験的知見の情報化は積極的であったとは言い難い。しかし、提供される福祉サービスの効果性と効率性を確保するためには、利用者のニーズに適合するサービス情報を提供する体制の確立が当面の課題となっており、この具現化のためには、福祉の領域で蓄積されてきた先行知見のデータベース化とその積極的活用が有効であり必要不可欠であると考え。もとより人間にかかわる援助行為には、サービスの授受者間での共感的理解とともに、科学性に基づいた客観的手法による運用効率の向上が求められる。福祉における科学性導入の重要性について、老人福祉施設における処遇をめぐる記述の中で、施設における処遇は人間性豊かなものであると同時にその科学性が重要視されるべきである⁴⁾とされている。その中で、科学的処遇は、諸科学の成果を導入し援用して展開されるいわゆる「科学的処遇」と、福祉従事者の処遇経験を科学的な手法で集積しそれらを体系化していく「処遇の科学化」とに大別されることが示されており、このことは、単に老人福祉施設の処遇にとどまらず、広く福祉サービス授受の現場に共通の問題である。

近年、処遇の科学化、つまり福祉サービスの体系化と効率的運用を実現すべく、「福祉情報化」の必要性が叫ば

れるようになり、介護保険制度の導入によりその重要性は一層増している。これは、行政主導の措置制度の下では福祉サービスの受給者にはほとんど認められていなかった選択権が認められるため、国や地方公共団体および社会福祉事業者には利用者みずからが必要なサービスを選択できるよう、福祉情報をより正確且つ迅速に提供することが求められるからである。こうした福祉情報化の整備は、介護保険制度の当面の対象者である高齢者の福祉領域で急がれているが、障害者福祉や児童福祉等の他の社会福祉領域においてもその必要性は指摘されている。

本研究では、青森県内の社会福祉施設等情報のデータベースを整備・構築し県民に情報提供するための準備段階として、国内自治体を対象とした福祉情報化の進捗度と現状・問題点についてのアンケート調査及び訪問調査を行い、地域福祉情報提供システムの課題を検討した。

II 調査方法

II-1 アンケート調査

調査対象は、地方自治体として全国各都道府県庁46ヶ所、政令指定都市市役所12ヶ所、中核都市市役所7ヶ所の福祉主幹課と、地域福祉を促進する民間団体として全国各都道府県社会福祉協議会46ヶ所、政令指定都市社会福祉協議会12ヶ所の計123ヶ所とし、社会福祉施設等情報提供データベースの構築状況とその内容について郵送によるアンケート調査を行った。

調査項目は、

- 1) 社会福祉施設等情報提供サービスシステム
(以下、システムと略す。)の有無
- 2) システムの設置理由
- 3) システムにおける情報提供形態
- 4) システムの想定利用者
- 5) システムにより提供される情報の分野
- 6) システムにより提供される情報項目
- 7) システム運用上の問題点

等であった。

アンケートに関わる調査期間は1999年10月7日から同年11月30日であった。アンケートの回収部数は103部であり、回収率は83.7%であった。

II-2 先進的自治体への訪問調査

アンケート調査の回答をもとに、独自の先進的な取り組みがなされている都道府県としてA県を、WAM NET (社会福祉・医療事業団主催の保健福祉医療情報ネットワークシステム) 地方センターを設置・運営しているB県社会福祉協議会を選定し、提供されている福祉情報化

項目、情報提供媒体の種類、データベースシステムの維持・管理等について、訪問による聞き取り調査を行った。

なお、WAM NETは、社会福祉・医療事業団が1999年より運用を開始しているもので、同事業団と各都道府県及び利用機関（市町村や各種事業者）を結ぶ専用回線上のネットワークシステムで、福祉保健医療ならびに介護保険関連情報を提供している。このシステムではOPENとCOMMUNITYに分けた情報提供がなされており、OPEN情報はインターネット上に公開され広く国民が情報を収集することができる。一方、COMMUNITY情報

は、安全性の面から専用回線上のみで提供され、各種施設や法人団体等の間の情報共有に利用されている。

Ⅲ 調査結果の概要

Ⅲ-1 アンケート調査

1) 社会福祉施設等情報提供システム（以下、システムと略す。）の有無

自治体・社会福祉協議会ともに、半数程度がシステムを備えていることが確認された。

2) システムの設置理由

設置理由は、自治体・社会福祉協議会ともに住民からの要望とする回答が最も多かった。

3) システムにおける情報提供形態（図1）

情報提供の形態は、自治体・社会福祉協議会ともにインターネット活用によるものが半数程度であったが、冊子によるものも次いで多く、活字を利用した情報提供も未だ根強く利用されている実態が明らかとなった。

4) システムの想定利用者（図2）

自治体・社会福祉協議会ともに想定している利用者は、福祉サービス受給対象者の一般住民とする割合が最も高かったが、医療関係者、福祉関係者、行政関係者を合わせたいわゆる福祉サービス提供者の合計割合が一般住民よりも圧倒的に多く、調査の時点では、福祉サービス提供者側の利便に焦点を当てた情報開示が成されている実態が明らかとなった。

5) システムにより提供される情報の分野（図3）

提供されている情報は、自治体・社会福祉協議会ともに国・自治体・社会福祉法人等に関するものが多く、社会福祉協議会ではNPOやボランティア団体に

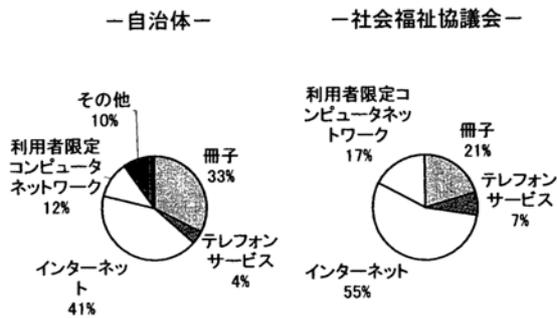


図1 システムにおける情報提供形態

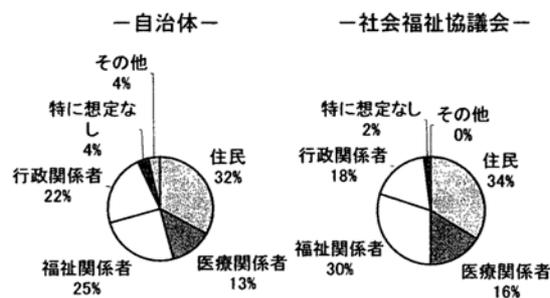


図2 システムの想定利用者

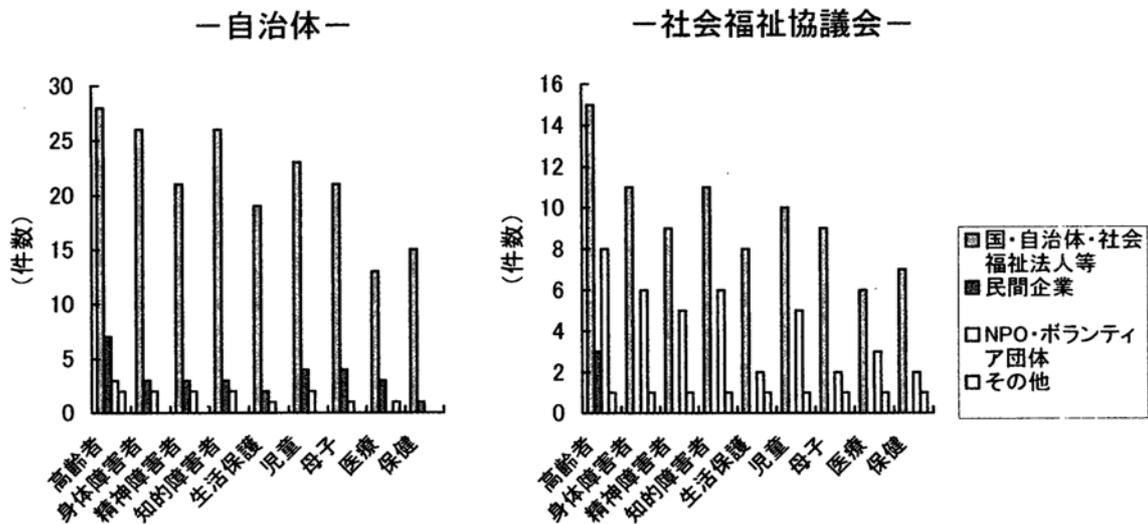


図3 システムにより提供される情報の分野

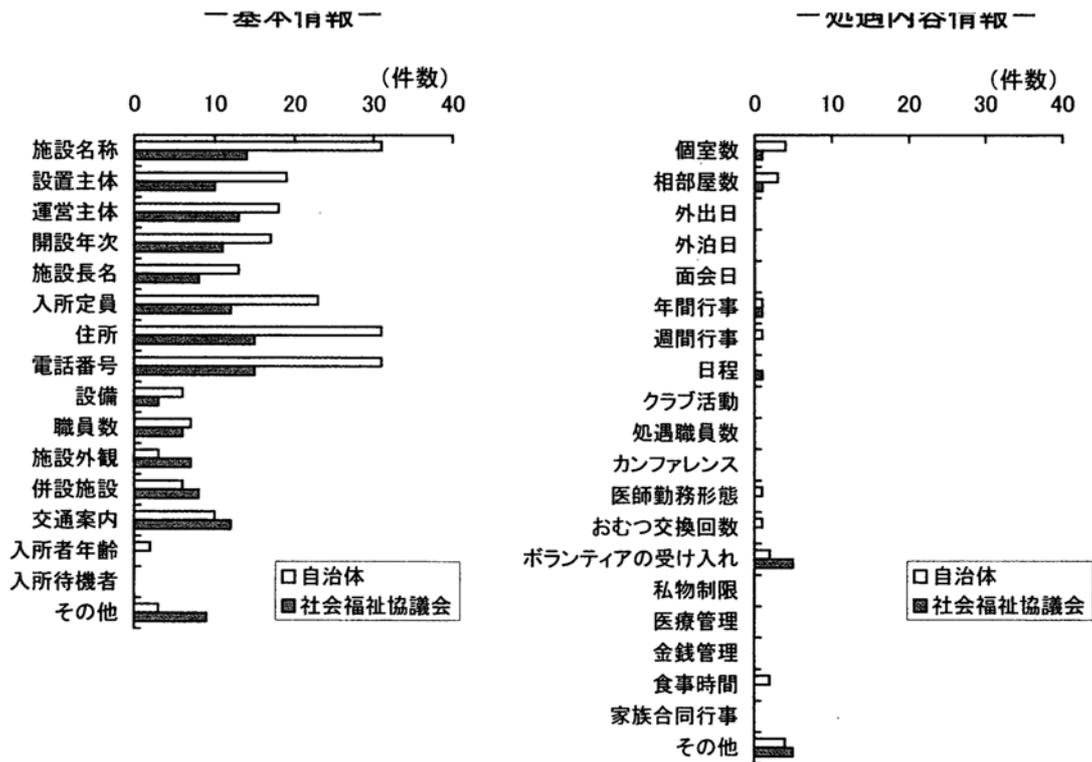


図4 システムにより提供される情報項目

関するものも多かった。また両者ともに、国・自治体・社会福祉法人等に関して提供されている情報分野は、やはり高齢者関連のものが最も多いが、身体障害者や児童等の他の福祉領域の情報も少なからず提供されていることが明らかとなった。

6) システムにより提供される情報項目 (図4)

提供されている情報項目に関して、自治体・社会福祉協議会ともに、施設名称や運営主体、住所といった基本情報が多く、外泊日や処遇職員数、ボランティアの受け入れ状況といった具体的な処遇内容等の情報はほとんど提供されていなかった。

7) システム運用上の問題点

運用上の問題点として、自治体・社会福祉協議会ともに、データベースの維持・管理という回答が最も多く、情報を適宜新しいものに更新したりするなどの維持・管理面での不安が大きい実態が伺えた。

Ⅲ-2 先進的自治体への訪問調査

1) A県「独自情報提供システム」

利用者の主体的な福祉サービス選択を支援するために、同県内の社会福祉法人・社会福祉施設に関する情報がデータベースとして集積され、広く県民に開示されていた。そこでは、所在地や入所定員といった基本情報に加え、入所者の状況や食事や入浴といった施設内サービス状況等の処遇情報も提供されており、先進的な取り組

みがなされていた。公開情報の源は県の施設監査情報であり、これを施設との合意の上で精査し、利用者が施設サービスを選択する際に有用であることが想定される情報を提供しているため、公開情報に対する責任の所在が県にあり信憑性が保てるとのことであった。また、できるだけ多くの人に満足できる情報を提供することを目的として、情報提供媒体としてはインターネットに加えて冊子も兼ね備え、IT (Information Technology) 活用に不慣れた高齢者や情報弱者にも配慮しており、さらにはインターネットにおける情報提供では視覚障害者の利用も想定して音声出力にも対応していた。全県民のインターネット利用の利便性を高めるため、防災行政無線と公共回線を組み合わせた全県のネットワークを設置していた。

なお、同県はWAM NETとは非提携とのことであったが、これは、WAM NETの情報が福祉サービスの提供者である事業者が直接書き込むため提供される情報が主観的となり、実際と異なる可能性のあることや、利用者の真に欲しい情報の大部分が事業者間同士でしか共有することのできないクローズ情報であり、利用者のサービス選択支援という目的とは合致しないためとのことであった。

2) B県社会福祉協議会「WAM NET地方センター」

同県も保健福祉医療サービスの利用者である県民への情報提供を目的としており、社会福祉・医療事業団が運

営しているWAM NETの地方センターを開設し、インターネットと専用回線を利用した情報開示が実施されていた。WAM NET地方センターを設置・活用することの利点は、すでに設置済みのコンピュータネットワーク回線を利用するためにインフラストラクチャーの整備に資金がかからないこと、データベースの維持・管理を社会福祉・医療事業団側が行うため予算や人員があまりかからないことであった。また、WAM NET自体が全国展開の事業であるため、情報量が多く社会福祉に関する最新の情報に触れることができるという利点があるとのことであった。しかし、具体的な処遇内容等の情報は、情報の保護や安全性に配慮する必要があること、行政側が施設を評価することにつながる、等の理由から、その想定利用者をサービス提供側として専門機関の間のイントラネットのみで提供され、実際のサービス利用者である一般県民が直接インターネットにより閲覧することのできる情報は一般的基本情報にとどまっている実態が明らかになった。このような種々の制約から、訪問調査時点では、同県社会福祉協議会のホームページ上に独自の社会福祉情報提供システムを構築することも考案されているとのことであった。

IV 考察

本研究における調査は介護保険導入の直前に行ったが、アンケート調査の結果、自治体（都道府県及び政令指定都市、中核都市）とその社会福祉協議会の平均で約半数が、住民からの要望による住民の利用を想定した社会福祉施設等情報提供システムを備え福祉情報化に取り組んでいた。当初、福祉情報化は自治体による福祉行政事務の情報化、つまり福祉業務のOA化から始まったが、その後、市民向け情報提供サービスの必要性が叫ばれるようになり、1985年頃から、東京都や愛知県、神奈川県、さらには札幌市、大阪市、仙台市等の社会福祉協議会が、また国レベルでは社会福祉・医療事業団が主体となり、各種データベースが構築され福祉情報提供システムとして運用されてきた。しかし、行政主導のシステムでは一般的な情報の提供にとどまらざるを得ず、しかも行政に有効な情報に偏りがちであることが従来から指摘されている。本研究における調査においても、施設名称や住所、電話番号といった基本提供情報のみを供与している自治体がほとんどである実態が明らかとなった。

とはいえ近年、施設単位で処遇の向上をめざしたケアマネジメントにつながる情報化が高齢者福祉関連領域を中心に整備されてきており、現在では、ニーズとサービスのマッチング、つまり需給調整と参加支援のための情報化が志向されている¹⁾。そのため、データベースに蓄

積される福祉情報も、基本情報にとどまらず利用者一人ひとりの具体的なニーズに合致させるためにより詳細なサービス提供情報、つまり処遇に関する詳細情報でなくてはならないという機運が高まってきており、現在、行政主体の福祉情報提供システムも県や市町村レベルにおいては、これを実現している例も散見されるようになってきている。本研究の訪問聞き取り調査の結果においても、A県のように、県の施設監査情報をもとにして、入所者の状況や食事や入浴サービスといった処遇に関わる情報を、利用者の施設選択支援の観点からできる限り多く県民に開示しようとしている自治体もみられ、このことは、利用者の立場に立った各種福祉情報の利用と活用の仕組みづくりを促進すべきものとして福祉情報化が位置づけられるようになったことを示すものである。反面、B県社会福祉協議会が指摘するように、施設処遇の内容等は施設評価につながる恐れがあり公共性の強い団体が施設の格付けをしてしまうことになる可能性も考えられる。したがって、公的団体が開示・提供できる福祉施設情報の種類や程度を十分に吟味した上で、福祉情報化に取り組む必要がある。しかしながら、地域福祉サービスの側面から、利用者の多様なニーズに対する対応が求められている今日、ケアプラン策定経過や処遇内容等の従来情報化に適さないとされてきた項目の開示も要求されるようになってきており、利用者側の利便を考慮に入れた福祉情報化は急務の課題である。

このような福祉情報化に関する機運の高まりの中で、介護保険制度導入を期に、国レベルのデータベースとして、社会福祉・医療事業団によるWAM NETが運用を開始した。WAM NETは、専用回線で都道府県センターを通じて福祉専門機関を結び、情報の共有化を図っている。全国的データベース故の情報量の多さといった長所もあげられるが、問題点も残されている。福祉情報の一部のみをインターネット上に一般公開していることである。施設福祉情報を例にとると、厚生省統計情報課より提供される施設名簿を基に情報化データの調査を行って、調査に回答があった施設情報のみをインターネット上に開示し、その他は施設名のみであっても専用回線上に限定した公開情報としている。また、薬害等の相談事例や新聞掲載福祉情報等も、情報化データを業者より買い取って公開しているため、著作権等の問題から専用回線上のみの公開とされている。専用回線は福祉関係専門機関を結ぶものであり、そこでの情報は一般の福祉サービス利用者の目に直接触れることはない。これは、専用回線上で運用されているWAM NET自体が福祉サービスを提供する側（自治体や福祉関係事業者）を主たる利用者として想定しているためである。本研究におけるアンケート調査においても、一般住民よりも、医療・福祉・行政

関係者といった福祉サービス提供者側の福祉施設等情報提供システムの利用を想定している割合が圧倒的に多く、住民の福祉サービス選択の支援という目的とは矛盾する実態にあることが明確となった。しかしながら、「福祉情報化とは、福祉活動において福祉情報を意識的に利用すること。あるいは、福祉情報を十分に流通・活用して地域福祉システムを整備し、ニーズ保有者や住民の生活支援を図る総体の取り組み。」との定義⁵⁾を参照すると、福祉情報化の大きな役割は、利用者のニーズによりサービス提供者側の施策情報を検索できるようにするものであり、著作権等による開示制限等は早急に解決するとともに、サービス利用者の利便性を最大限配慮すべきであると考えられる。また、WAM NET上に記載されている社会福祉施設情報は、未だ施設名称や住所等の基本情報にとどまっており、詳細な処遇情報までの公開には至っていない。システムのデータベース作成に際して実施された社会福祉・医療事業団による調査項目の中にも、処遇事例を掘り起こすべく自由既述の項目も見られるが、直接援助に携わるサービス提供者側からは意に添うような回答が得られていないのが実態である。これは、処遇情報をデータ化し公開すると、みづからが行っている長所部分のみでなく欠点も含めた全体像が明らかになるため、福祉サービスを提供する側が意識的に避けているためである。通常、一般的な情報調査では数多くの福祉情報が集積されるが、処遇情報のような詳細情報までも提供を求めると、集積される情報が自らの行っているサービス行為に自信のある機関のものに限られてしまうというトレードオフの関係になることは否めない現状である。しかし、福祉サービス提供に携わる多くの機関が行っている処遇情報を開示することにより、援助に携わる側が相互に他の機関で行っている処遇情報を知ることができ、自らのサービスの質を向上させるきっかけにもなると考える。この意味では福祉情報化は、利用者側の利便の向上に加え福祉サービスの提供者側の改善意識の向上にも寄与するものである。

既述の如く社会福祉の領域では、サービスの授受者間での共感的理解が重視されるあまり、また援助関係の個別性の強さを尊重するあまり、データ化が可能な福祉資源でさえも公開情報化・コンピュータ化は馴染まないと言われてきた。そのため、援助者個人個人の経験とセンスに委ねられた職人芸の処遇が公然と行われてきた。しかし、経験を積んだ援助者の技術を後進に伝えていくためには、経験としての処遇を体系的に情報化・マニュアル化することが望まれている。福祉従事者がそれまで現場や臨床場面において経験してきたことを、一個人の知的財産として埋没させずに経験法則として体系的に集積することで、一定の法則性や規則性を見出すことが可能にな

るものと思われる。また、サービス利用者の有する機能的障害やハンディキャップの程度等が多様化するに伴い、福祉に関するニーズが複雑化・高度化して保健・医療等の複数領域にまたがるケースが増大してきており、保健婦や医師、ホームヘルパー、施設職員等関係する複数のスタッフの連携による組織的な処遇が必要となる。そのため、情報の共有の必要性が再認識されるようになり、援助者・サービス利用者双方のもつ必ずしも整理されていない情報を整理・分析して普遍化することが目指されており、これは「普遍的な社会福祉」⁶⁾への転換が具現化するための必要条件となっている。

また現在、WAM NETをはじめとした福祉に関する情報提供システムは、介護保険制度で焦点が当てられている高齢者福祉領域を重点にその基盤整備が進められている。本研究のアンケート調査においては、障害者福祉や児童福祉等の他の福祉領域についても少なからず情報提供がなされていることが明らかとなったが、高齢者福祉領域における福祉情報化が先鞭をつけている現状にあると思われる。従来、障害者に関する情報については主として、障害者団体やボランティア団体等のグループが自らの活動を世に紹介するという形で発信されているが、障害者が社会資源を活用する際の利便に供するような、つまり福祉サービスの選択を可能にするような公的機関における体系的な情報化は端緒の段階であると考えられる。福祉情報化の過程において、高齢者福祉が現在の重点課題になっているとはいえ、サービス受給の対象者によって優先順位をつけるのは好ましくない。この意味では、障害者福祉にとどまらず児童福祉・医療福祉等の情報提供も含めた福祉全般を視野に入れた社会資源として、社会福祉ニーズの状況やサービスの実態が適切なかたちで、サービス提供をする援助者とその利用者の双方に伝達される総合的なシステムの構築を念頭に置く必要がある。

ところで福祉情報化の議論は、パーソナルコンピュータの実用化とともに出現し、インターネットの普及によりその重要性が叫ばれるようになった。確かに、福祉情報化は利用者のニーズにあった福祉情報をデータ化して提供しようとするものであるが、コンピュータ化、つまりIT活用そのものではないことに留意する必要がある。パーソナルコンピュータが汎用的になったとはいえ、使用が困難ないわゆる情報弱者も多く存在しており、IT活用のみで頼ることはいわゆる情報弱者の福祉データベース使用を制限することになる。そのため、A県で実施されている如く、情報弱者には冊子等の印刷物によるデータベースを提供することや、視覚障害者にはインターネット開示情報を音声化して提供する等、利用者の利便性を考慮した情報化媒体を考える必要がある。これにより、福祉サービス提供側のためだけでなく真に利

用者本位の福祉情報化が実現されることになるを考える。

以上、本研究で行われた日本国内の自治体とその社会福祉協議会における社会福祉施設等情報提供システム整備の動向調査を通して、処遇の科学化を具現化するための方略として、社会福祉資源情報の体系的整理による福祉情報化の果たす役割について概観してきた。福祉サービスの提供形態についての情報化は、高齢者福祉を皮切りによりやく基盤整備が始まった段階である。福祉のパラダイム転換を余儀なくされている今日、サービス提供者の修得した援助技法を一個人の産物としてとどめることなく、これを情報化して体系的に整理し普遍化することで、利用者が個別的ニーズに対応して様々な種類のサービスを効率的に選択し利用することが可能となる。今後、ソーシャルワークやケアマネジメント等の福祉の現場の従事者は、このような時代の要請に応えるべく、従来の手法に加え情報化の手法といった新しい科学的手法を自身の活動方略に積極的に導入していく姿勢が求められるようになると思う。

本研究は、未整備である青森県社会福祉施設情報の情報化を促進すべく準備として実施され、福祉情報化の全国の進捗度や、WAM NET利用の長所・短所、さらには独自システム構築の利点と困難性を明確化することができた。青森県において、早急に社会福祉施設等情報を体系化して公開しようと考えた場合には、新たなインフラストラクチャーの整備の必要性がなく維持・管理も社会福祉・医療事業団が実施するWAM NETを利用することが近道になるとも考える。しかしながら、WAM NETの種々の制約条件を考慮するとともに、IT整備の状況が端緒の段階にある青森県の地域性を考え、利用者の福祉サービス選択支援といった真に地域福祉の視点を考慮した社会福祉施設等情報提供システムを目指すためには、A県のように自治体独自のデータベースの構築を企画することが最良と考える。青森県独自の社会福祉施設等情報提供システムを実現するためには、今後、まず、福祉サービスの想定利用者である一般県民や実際の利用者、および福祉サービス提供者である社会福祉施設や事業者を対象とした福祉情報化に対する要望調査を行い、この調査結果に基づいてデータベース化して開示すべき情報項目やその提供・閲覧形式等を充分検討し慎重に決定する。その後、青森県内の社会福祉施設や事業者等を対象とした情報化項目に関する調査を行い、収集された情報をデータベース化するという段階を経ることが肝要と考える。

謝 辞

アンケート調査には、各都道府県及び政令指定都市・中核都市の福祉主幹課、各都道府県及び政令指定都市の社会福祉協議会の担当者の方々にご協力いただきました。また、A県健康福祉部とB県社会福祉協議会の担当諸氏には、長時間に渡る訪問聞き取り調査にご協力いただきました。記して深謝申し上げます。

(受理日：平成13年10月2日)

文 献

- 1) 高橋紘士：福祉情報化の展望と課題。岡本，高橋他（編）福祉情報化入門。有斐閣。pp1-9, 1997
- 2) 古川孝順：社会福祉のパラダイム変換。有斐閣。1997
- 3) 高橋智：特別なニーズ教育とインテグレーション学会（略称：SNE学会）の設立。総合リハビリテーション 23：1099-1100, 1995
- 4) 岡本民夫：CANPS研究会（編）老人ホームの介護サービス用情報処理システムに関する調査研究。財団法人関西情報センター・社団法人システム科学研究所。pp1, 1984
- 5) 森本佳樹：福祉情報化の概念と類型。森本佳樹（著）地域福祉情報論序説。川島書店，37-51, 1997
- 6) 高橋紘士：社会福祉情報論。全国社会福祉協議会社会福祉研修センター。1985